

下水道排水設備指定工事店指定申請書

令和 年 月 日

（ 新規 ・ 更新 ）

笠岡市下水道事業  
笠 岡 市 長 殿

申 請 者	ふりがな 名 称			
	代表者	住 所		
		ふりがな 氏 名		
		連絡先	電話	—
	ふりがな 営業所所在地	〒	—	
		電話	—	—
		F A X	—	—
		メールアドレス(任意)		

※ 代表者の住所は、住民票にある住所を記載すること。  
印鑑は、法人の場合は代表者印，個人の場合は実印を押印すること。

【添付書類】

- 1 住民票（申請者が法人である場合には、その代表者に係るもの）
- 2 印鑑証明書（個人の場合のみ）
- 3 法人の場合には、定款の写し及び商業登記簿謄本又は履歴事項証明書
- 4 営業所となる所在地の固定資産税評価証明書（不動産登記簿謄本又は全部事項証明書でも可）又は、土地及び建物を借用している賃借契約書の写し（賃借についての証明）
- 5 営業所の平面図及び付近見取図（様式第2号）並びに写真
- 6 条例第10条第2項で定める機械器具（工事の施工に必要な機械器具）を有することを証する書類（様式第3号）並びに写真
- 7 責任技術者名簿（様式第4号），責任技術者証の写し及び専属することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類
- 8 申請者の所在地の市町村税についてのすべての税目を記載した，前年度の納税証明書（申請者が法人である場合にあっては，その代表者に係るものを含む）
- 9 条例第10条第5号アに該当しない者であることを証する書類（身分証明書（申請者が法人である場合にあっては，その代表者に係るものに限る））及び同号イからオまでに該当しない者であることを誓約する書類（様式第5号）
- 10 その他市長が必要と認める書類

営業所の平面図及び付近見取図

平 面 図	面 積            m <sup>2</sup>
付近見取図	N 4 +

(注)

- 1 営業所の外観及び内部の状態がわかる写真を、数枚貼付すること。  
    ※工事用の写真台帳を使用し、写真台帳の空欄に写真の内容を記載すること。
- 2 平面図は、事務所内の間口及び奥行の寸法、電話・机等の設備状況を記入すること。
- 3 付近見取図は、主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日

種 別	名 称	数 量	備 考
管の切断用の機械器具			
測量用の機械器具			
掘削用の機械器具			
埋め戻し用の機械器具			

(注)

- 1 名称の欄には、金切り鋸等の『管の切断用の機械器具』，レベル，テープ等の『測量用の機械器具』，スコップ，つるはし等の『掘削用の機械器具』，タンバ等の『埋め戻し用の機械器具』，その他これらと同等以上の機能を有するものを記入すること。
- 2 写真添付のこと。  
 ※写真については，種別に記載した機械器具毎に添付すること。  
 ※工事用の写真台帳を使用し，写真台帳の空欄に写真の内容を記載すること。

# 責任技術者名簿

令和 年 月 日

笠岡市下水道事業  
笠岡市長 殿

指定番号 第 号

名称

〒 -

営業所所在地

電話 ( ) -

代表者氏名

印

ふりがな 責任技術者	住 所	登録番号	摘 要

(注) 摘要欄には専属・所属の別を記入すること。

## 【添付書類】

- 責任技術者証（表・裏面）の写し
- 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ（専属する責任技術者に限る）
  - ① 組合健康保険証，政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険被保険者証は除く），あるいは確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し
  - ② 賃金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書の写し

令和 年 月 日

笠岡市下水道事業  
笠岡市長 殿

申請者

名称

〒 ー

営業所所在地

代表者氏名

印

## 誓 約 書

笠岡市公共下水道排水設備指定工事店の指定の申請（新規・更新・変更）にあたり、申請者本人が笠岡市下水道条例第10条第5号イからエのいずれにも該当しない者及びその役員（監査役を含む）が、下水道条例第10条第5号アからエのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

指定工事店証書換え交付申請書

令和 年 月 日

笠岡市下水道事業  
笠岡市長 殿

申請者	指定番号	第 号
	ふりがな 指定工事店名 (名称)	
	ふりがな 代表者氏名	印
	営業所所在地	〒 ー 電話 ー ー
[変更の内容及び理由]		

【添付書類】

- 1 変更の事実を証する書類
- 2 指定工事店証

※以下は下水道課で記入しますので、何も記入しないで下さい。

交付手数料 (¥3,000-)	領収日 .	確認者印
--------------------	----------	------

指定工事店証再交付申請書

令和 年 月 日

笠岡市下水道事業  
笠岡市長 殿

申請者	指定番号	第 号
	ふりがな 指定工事店名 (名称)	
	ふりがな 代表者氏名	印
	営業所所在地	〒 ー 電話 ー ー
〔理由及び経過説明〕		

【添付書類】

- 1 指定工事店証（き損した場合）

※以下は下水道課で記入しますので、何も記入しないで下さい。

交付手数料 (¥3,000-)	領収日 .	確認者印
--------------------	----------	------

指 定 工 事 店 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

笠岡市下水道事業  
笠 岡 市 長 殿

指 定 番 号 第 号

指定工事店(名称)

電 話 ( ) -

代 表 者 氏 名 印

下記のとおり変更を生じたので、笠岡市公共下水道排水設備指定工事店規程第13条第2項の規定により届け出ます。

異 動 事 項	新	旧

(注) 異動事項欄には、下表から該当するものを選んで記入すること。

異 動 事 項	添 付 書 類
組 織 (役員の変更を含む)	履歴事項証明書, 定款の写し(法人のみ), 誓約書
名 称	履歴事項証明書, 定款の写し(法人のみ), 指定工事店証
代 表 者	履歴事項証明書, 定款の写し(法人のみ), 指定工事店証, 住民票, 納税証明書, 身分証明書, 誓約書
営 業 所 移 転	履歴事項証明書(法人のみ), 営業所在地の土地建物の固定資産税評価証明書(全部事項証明書でも可)又は土地建物賃貸契約書の写し, 営業所の平面図, 付近見取図及び写真, 指定工事店証
営 業 所 仮 移 転	営業所の平面図, 付近見取図及び写真
責任技術者の専属	責任技術者証, 雇用関係を証する書類, 誓約書
住居表示の変更	住居表示の変更のわかる書類(変更後の住民票あるいは変更後の全部事項証明書も可), 指定工事店証
電 話 番 号	



指定工事店（廃止・休止・再開）届出書

令和 年 月 日

笠岡市下水道事業  
笠岡市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

笠岡市公共下水道条例第15条の規定に基づき、下水道排水設備指定工事店としての事業の（廃止・休止・再開）の届出をします。

申 請 者	指 定 番 号	第 号
	ふりがな 指定工事店名 (名称)	
	ふりがな 代表者氏名	印
	営業所所在地	〒 ー 電話
[変更の内容及び理由]		

【添付書類】

- 1 指定工事店証（廃止・休止の場合）

# 指定工事店指定申請辞退届出書

令和 年 月 日

笠岡市下水道事業  
笠岡市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

笠岡市公共下水道条例第6条の規定に基づき、下水道排水設備指定工事店として指定の申請をしましたが、都合により指定申請を辞退します。

申 請 者	指 定 番 号	第 号
	ふりがな 指定工事店名 (名称)	
	ふりがな 代表者氏名	印
	営業所所在地	〒 ー 電話 ー ー
〔 理 由 〕		

※ この様式は、新規で申請書が提出され、指定日（9月1日）までに辞退があった場合のみ使用する。通常は、『指定工事店（廃止・休止・再開）届出書』で対応する、

指定基準及び指定申請書一覧表

第1表

基準	個人の場合		法人の場合		備考
所在が確認できること	1	住民票		代表者の住民票	
		印鑑証明書			
	2			定款の写し	いずれか添付
				商業登記簿謄本	
			履歴事項証明書		
	3	固定資産税評価証明書	いずれか添付	固定資産税評価証明書	営業所についていずれか添付
		不動産登記簿謄本		不動産登記簿謄本	
		全部事項証明書		全部事項証明書	
		土地建物の賃借契約書の写し		土地建物の賃借契約書の写し	
岡山県内に営業店舗があること	4	平面図	(様式第2号)	平面図	(様式第2号)
		付近見取り図	(様式第2号)	付近見取り図	(様式第2号)
		添付書類(写真)		添付書類(写真)	
工事施工に必要な機械器具を有していること	5	機械器具調書	(様式第3号)	機械器具調書	(様式第3号)
		添付書類(写真)	(配管材料, 倉庫外観, 倉庫内部)	添付書類(写真)	(配管材料, 倉庫外観, 倉庫内部)
責任技術者が1人以上専属していること	6	責任技術者名簿	(様式第4号)	責任技術者名簿	(様式第4号)
		責任技術者証(表, 裏面)の写し		責任技術者証(表, 裏面)の写し	
		各種健康保険被保険者証の写し ※国民健康保険被保険者証の写しを除く	いずれか添付 ※本人が責任技術者である場合は, 専属確認の書類は不要	各種健康保険被保険者証の写し ※国民健康保険被保険者証の写しを除く	いずれか添付
		確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し		確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し	
給与支給状況及び所得税源泉徴収状況(賃金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等)		給与支給状況及び所得税源泉徴収状況(賃金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等)			
市町村税の納税証明書等の提出	7	前年度の納税証明書	いずれか添付	前年度の納税証明書(代表者個人及び法人)	いずれか添付
		前年度の完納証明書		前年度の完納証明書(代表者個人及び法人)	
身分証明・誓約書	8	身分証明書		代表者の身分証明書	1 成年被後見人, 被保佐人, 破産者であって復権していない
		本人が該当しないこと	(様式第5号)	代表者が該当しないこと	(様式第5号)
					2 工事店の指定取消してから2年を経過していない法人の代表者は, 個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない
					3 責任技術者の登録を取消されてから2年を経過していない
					4 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

注記

- この指定基準は, 指定工事店規則を補完するために設けたもので県内の指定工事店を同一基準により, 指定するため設けたものである。
- 店舗付住宅及び個人住宅でも指定の対象とする。(仮設店舗での新規指定は認めない。)
- 写真については, 工事に用いる写真台帳を使用し, 台帳の空欄に写真の内容を記載すること。
- 身分証明者は市(町村)長の発行する, 成年被後見人若しくは, 被保佐人又は破産者でないことを証する書類とする。

新規指定の業者は, 申請時に手数料として10,000円が必要です。また, 指定の更新の際には, 更新手数料と10,000円が, 書換え交付申請及び再交付申請に申請手数料が3,000円必要になります。

## 第2表

### 機械器具一覧表

No.	種別	名称
1	管切断用機械器具	金切り鋸等
		上記と同等以上の機能を有するもの
2	測量器具	レベル等
		テープ等
		上記と同等以上の機能を有するもの
3	堀削用機械器具	スコップ等
		つるはし等
		上記と同等以上の機能を有するもの
4	埋め戻し用機械器具	タンパ等
		上記と同等以上の機能を有するもの

#### 注記

- 種別の機械器具は、最低用件を指定しているのので、ここに記載した名称の写真は最低限必要である。また、同等品以上について、写真が添付されていればこれに代えることができる。  
記載については、種別毎に記載すること。また写真についても種別毎にとり、添付すること。

### 第3表

#### 書換え交付申請及び変更届一覧表

No.	異動事項	添付書類	申請書類
1	組織 (役員の変更を含む)	登記事項証明書(商業登記)・定款の写し(法人のみ)	変更届出書
		誓約書	
2	名称	登記事項証明書(商業登記)・定款の写し(法人のみ)	書換え交付申請書 及び変更届出書
		指定工事店証	
3	代表者	登記事項証明書(商業登記)・定款の写し(法人のみ)	書換え交付申請書 及び変更届出書
		指定工事店証、身分証明書、誓約書、納税証明書	
		住民票又は外国人登録原票記載事項証明書	
4	営業所移転	登記事項証明書(商業登記、法人のみ)、指定工事店証	書換え交付申請書 及び変更届出書
		登記事項証明書(固定資産税評価証明書〈登記事項証明書 [土地建物]〉でも可)又は土地建物賃借契約書の写し(建物 については貸主の評価証明書又は登記事項証明書が必要)	
		営業所の平面図及び付近見取り図	
		写真(外観、内部、機械器具、配管材料、倉庫)	
5	営業所仮移転	営業所の平面図、付近見取図及び写真(外観、内部、 機械器具、配管材料、倉庫)	変更届出書
6	責任技術者の専属	責任技術者証、雇用関係を証する書類(取消しの場合 は不要)、誓約書	変更届出書
7	電話番号		変更届出書
8	住居表示等	指定工事店証、住居表示の変更のわかる書類(変更後 の住民票あるいは登記事項証明書(商業登記)でも可)	変更届出書